

# 第30回成田市農業委員会総会議事録

平成25年12月20日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成25年12月20日(金)

午後3時から午後3時49分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 29名

議長	宍倉 日出夫	16番	萩原 十郎
1番	仲山 綾夫	17番	岡野 政男
2番	高木 勲	18番	石井 賢二
3番	瀧澤 きみ子	19番	田代 實喜彌
4番	石原 輝夫	20番	若松 義幸
5番	大嶋 幹夫	21番	土井 富司
7番	根本 喜久治	22番	小嶋 勲
8番	櫻井 浩子	23番	成毛 太津夫
9番	池谷 正幸	24番	成毛 孝
10番	岩澤 貞男	25番	朝倉 けい子
11番	伊藤 勝	26番	岩立 隆
12番	海保 博	27番	加瀬 雅英
13番	一畝田 俊樹	28番	佐藤 敏郎
14番	川崎 貞男	29番	荒居 和恵
15番	小貫 善之		

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 あっせんの継続について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 藤田久男

主幹兼振興係長 矢崎光二

農地係長 寺本直弘

主査 平山美登

主査 緒方勤

副主査 土屋祐介

(午後3時 開会)

**○議長** ただいまの出席委員は29名、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから第30回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、11月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、5番・大嶋幹夫委員、7番・根本喜久治委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

**○議長** それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成25年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 あっせんの継続について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

**○議長** それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。2件の申請がございました。1番、竜台にお住いの譲受人が、竜台にお住いの譲渡人より、竜台の畑1筆、621㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡

人の事由は、高齢であり後継者もいないため、農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、久井崎にお住いの譲受人が、久井崎にお住いの譲渡人が所有する久井崎の畑、2筆、63㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に隣接した農地を取得したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、相手方の要望により農地を譲渡したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。②贈与でございます。1件の申請がございました。1番、新妻にお住いの譲受人が、神奈川県横浜市都筑区にお住いの譲渡人が所有する新妻の田1筆、909㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作ができないため農地を贈与したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一鍬田小委員長の挙手あり)

**○議長** 一鍬田小委員長

**○小委員長** 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、国道408号の南側の農地で、現状は畑として管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、市道津富浦成井線に隣接する譲受人の自宅近くに位置する農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

**○議長** 平山主査

**○平山主査** 3条①売買の1番と2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、1番、2番とも要件

を満たしていると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、1、2番とも農作業に従事する日数が150日以上であり、要件を満たしていると思われます。また、地域との調和要件ですが、1番は畑を取得し、野菜を作付したいという営農計画です。2番は畑を取得し、柑橘類（みかん）を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われます。

以上のことから、売買の1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、②贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（一鍬田小委員長の挙手あり）

**○議長** 一鍬田小委員長

**○小委員長** ②贈与の1番につきましては、申請地は、根木名川近くの市道芦田根木名川線の南側の農地で、現状は田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、②贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

（平山主査の挙手あり）

**○議長** 平山主査

**○平山主査** ②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経

営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われ  
ます。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が1  
50日以上であり、要件を満たしていると思われま。また、地域との調和要件です  
が、田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

以上のことから、贈与の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当て  
はまらないと思われま。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。賛成の委  
員の挙手を求めま。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。以上で、議  
案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたしま  
す。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 5ページをお開き願いま。議案第2号、農地法第4条の規定による許可  
申請について、でございます。

1件の申請がございました。1番、香取郡多古町にお住いの申請人が所有する久米  
野の畑3筆、4、461㎡及び宅地(現況畑)1筆、198.34㎡を太陽光発電施設  
用地に転用したいという申請でございます。総会資料4ページに案内図、5ページに  
公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わら  
せていただきます。ご審議よろしく願いいたしま。

**○議長** ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一鍬田小委員長の挙手あり)

**○議長** 一鍬田小委員長

**○小委員長** 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は、主要地方道成田松尾  
線の西側の遠山小学校に近い農地で、現況は畑として良好に管理されておりました。  
審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、4条の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、平成26年4月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは認定済です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、現在耕作されておらず支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(根本委員の挙手あり)

○議長 根本委員

○根本委員 どのくらいのワット数があるのか。

○事務局 54KWの発電能力で、パネルの枚数は216枚です。

(岩澤委員の挙手あり)

○議長 岩澤委員

○岩澤委員 どのくらいの事業費か。

○事務局 今回の事業費は、約2,400万円になります。

○岩澤委員 ペイするにはどのくらいかかるのか。

○事務局 参考として添付されている書類では、年間の売電金額(税抜き)が197万6千円となっておりますので、単純計算では12年程度でペイする計画です。

(田代委員の挙手あり)

○議長 田代委員

○田代委員 説明の中で、経済産業省の認可を取ってあるとのことですか、土地の確保がされていない段階で認可を受けられるのか。

○事務局 経済産業省へは、予め設備の認定が必要で、用地など確定でなくても予定として申請することができるようです。この経済産業省の認定後、東電と売電契約をして転用申請となるのが一般的です。



○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、4条の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4条の1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 6ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

①売買でございます。1件の申請がございました。1番、譲受人である東和田の法人が、吉倉にお住いの譲渡人が所有する吉倉の田1筆、2, 105㎡を売買により取得し、資材置場用地に転用したいという申請でございます。この申請は、年々スクラップを取り扱う量が増えて来ており、現在、使用している資材置場が狭く対応しきれなくなっているため、新たに申請地を資材置場用地に転用しようとするものでございます。譲受人は、東和田の法人で、平成22年11月22日に設立され、非金属スクラップ及び金属スクラップの販売、輸出入を行っている会社でございます。総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

7ページでございます。②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、賃借人である十余三の法人が、公津の杜4丁目にお住いの賃借人が所有する十余三の山林(現況 畑)2筆、1, 423㎡に賃借権を設定し駐車場(大型11台及び普通18台)用地に転用したいという申請でございます。この申請は、現在、借りている駐車場が手狭になってきたため、新たに申請地を駐車場用地に転用しようとするものでございます。賃借人は、十余三の法人で、昭和62年5月7日に設立され、廃棄物の収集及び運搬を行っている会社でございます。総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一畝田小委員長の挙手あり)

**○議長** 一畝田小委員長

**○小委員長** 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は、市道成田法ヶ塚線の東側に隣接した農地で、現況は、田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして、事務局より、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

**○議長** 緒方主査

**○緒方主査** 5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成26年3月1日着手、平成26年6月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法及び道路法は申請済み、埋立条例は協議中です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われま。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、すでに転用されており支障はありません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一畝田小委員長の挙手あり)

**○議長** 一畝田小委員長

**○小委員長** ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、国道51号線に隣接した東小学校に近い農地で、現況は作はされておりませんが、良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、駐車場(大型11台及び普通18台)用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成26年2月28日着手、平成26年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は協議中です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、建築物は無く特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次の議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、成毛孝委員は議事に参与できませんので暫時退室願います。

(成毛孝委員退室)

○議長 次に、議案第4号、平成25年度第10次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第4号、平成25年度第10次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、9ページのとおり、平成25年度第10次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、10

ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表（案）は、12ページから22ページをご覧ください。

10ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間10年のものが161, 272㎡、3筆、1件で、詳細は12ページの成田市農用地利用集積計画一覧表（案）の1番でございます。次に賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが17, 848㎡、23筆、1件で、詳細は12ページの2番でございます。同じく契約期間6年のものが65, 761㎡、57筆、10件で、詳細は13ページの3番から16ページの12番でございます。同じく契約期間10年のものが31, 922㎡、19筆、7件で、詳細は16ページの13番から17ページの19番でございます。合計の契約面積は、276, 803㎡、田96筆、16件、113, 256㎡、畑5筆及び牧場1筆、3件、畑62, 559㎡及び牧場100, 988㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積35, 335㎡、田27筆、8件、35, 335㎡、再設定が契約面積241, 468㎡、田69筆、8件、77, 921㎡、畑5筆及び牧場1筆、3件、畑62, 559㎡及び牧場100, 988㎡でございます。

11ページをお開き願います。1-2利用権設定（転貸）でございます。農地利用集積円滑化団体であります公益財団法人成田市農業センター及び香取農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。使用貸借権設定はございませんでしたので、全て賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが17, 848㎡、23筆、1件で、詳細は18ページの1番でございます。同じく契約期間6年のものが50, 021㎡、45筆、9件で、詳細は18ページの2番から21ページの10番でございます。同じく契約期間10年のものが30, 647㎡、18筆、6件で、詳細は

21ページの11番から22ページの16番でございます。合計の契約面積は、98, 516㎡、田84筆、15件、97, 516㎡、畑2筆、1件、1, 000㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積35, 335㎡、田27筆、8件、35, 335㎡、再設定が契約面積63, 181㎡、田57筆、7件、62, 181㎡、畑2筆、1件、1, 000㎡でございます。

最後に、2. 所有権の移転でございます。23ページでご説明いたします。1番、野馬込にお住いの譲受人が、小浮にお住いの譲渡人が所有する野馬込の田2筆、9, 163㎡、畑1筆、170㎡を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は平成26年1月24日、詳細



お諮りをするものでございます。

①売買でございます。1番、北羽鳥にお住いの方より、北部の田4筆、3,188㎡の農地を売渡したいとの申し出があり、第1回目のあっせんは不成立でしたが、申出人の要望もあり、引き続きあっせんを継続してもよろしいか、再度、お諮りするものでございます。なお、相手方候補者につきましては、あっせん候補者の範囲を広げ、あっせん候補者名簿より申出土地周辺に耕作地を有する認定農業者10名を含む11名の農業者を選定し、目標とする経営面積との格差等の要件を総合的に判断し、あっせん順位を決めております。順位1番から4番は北羽鳥にお住まいの方、5番は北部にお住いの方、6番は北羽鳥にお住いの方、7番は長沼にお住いの方、8番は竜台にお住いの方、9番は北羽鳥にお住いの方、10番と11番が安西にお住いの方を候補者として選定いたしました。

以上で議案第5号、あっせんの継続についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一 楸田小委員長の挙手あり)

○議長 一 楸田小委員長

○小委員長 議案第5号、あっせんの継続につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(田代委員の挙手あり)

○議長 田代委員

○田代委員 私自身、あっせん委員を担当したことがなく、参考のためにお聞きしますが、前回の総会で議論になったのは、売買価格が判らずにあっせん委員が意思だけを確認するということであったが、今後、売買価格を提示してあっせんを行うのか、提示せずに意思を確認し調整するのか、その辺の線引きをどうするのか。

○事務局 まず、あっせんの主旨といたしまして、権利を取得する方の経営規模の拡大、集団化に資することが前提でありますので、基本といたしましては、農地を取得して規模拡大する意思があるかどうか1番に大切になってまいります。その後、農地を取得するにあたって、「この金額だったら買ってもいいよ」という提案があった時点で金額の交渉に入るといった形が、あっせんの主旨に基づいた理想的な筋道だと考えております。

しかし、先の総会でもありましたように、売買価格の提示がないままでは、担当委員が調整しづらいという意見も当然であります。今後、金額の提示がない方が窓口に来た場合は、まず事務局で話を聞き、担当委員にご相談し、もし金額の提示が必要ということであれば、担当委員と事務局で妥当な金額を相談し、その上で申出人に金額を確認していただき進めていきたいと考えています。

**○田代委員** 申出人からは、申し出の時点で金額の話はするのか。

**○事務局** ケースバイケースとなります。今回のように農業について全く分からないのでお任せいたしますというお話でありましたので、買う意思が確認できた段階で金額についての調整をしていくことで考えておりました。しかし、価格の提示がなくあっせんが難しかったということでありましたので、今後、金額について一任しますという申し出がありましたら、断ることはできませんので、一旦お預かりし、担当委員と相談し妥当な金額を決めて、あっせんを進めていただきたいと思います。

**○議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第5号、あっせんの継続について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第5号、あっせんの継続については、可決されました。以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 25ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

26ページから27ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。6件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

28ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりで

ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

29ページから30ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。5件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

31ページから32ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で5件、の証明願がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一 鍬田小委員長の挙手あり)

**○議長** 一 鍬田小委員長

**○小委員長** 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なしの声あり)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 33ページから34ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。5件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(一 鍬田小委員長の挙手あり)



○議長 一 楯田小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。  
(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 35ページから36ページでございます。報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①農地法施行規則第32条第1号の規定による2アール未満の農業用施設用地の届出が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第53条第5号の規程による届出(公共事業に伴う廃土処理)が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。  
(一 楯田小委員長の挙手あり)

○議長 一 楯田小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。  
(発言なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 37ページをお開き願います。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。

法務局の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より1件及び千葉地方法務局成田出張所より2件、農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。  
(一鍬田小委員長の挙手あり)

**○議長** 一鍬田小委員長

**○小委員長** 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。  
(発言なしの声あり)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第30回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時49分 閉会)